

茨城統計月一十

卷頭言

敵の首都南京を陥れて一歳に及ばず、廣東を屠つて日ならず武漢三鎮の攻略成る。皇威八紘に普ねく今更ら大御稜威の有難きに襟を正し、我が將兵の勇武世界に燦として其の忠烈に感激を新にす。

★

然れども聖戦は前途遙遠である。蔣政権の實力潰滅も近きには相違ないが、戦局の終末は尙ほ遙かなるものがある。況んや東亞和平建設の日を思へば、一城を抜いて躍り、一壘を屠つて酔ふのは戒むべきである。

★

銃後の護り堅く、戦場にある將士と勞苦を共にする覺悟のもとに奮闘する縣下統計事務關係者の努力の現はれとして過般行はれた農家調査に茨城縣が全國中優秀の成績を擧げ得た事は欣快に堪へない。滿腔の謝意を表すると共に、今後一層の發奮を希つて止まぬ次第である。



(官計統畑長)

蠶絲統計論 [二]

長畑健二

第六章 蠶種に関する統計調査

一、蠶種に関する統計調査の必要性

蠶種の良否は直ちに養蠶の作柄、繭質に關係する所大であるから、蠶種の問題は養蠶經濟と離ることの出来ない密接な關係を有つて居る。養蠶の目的とする所は良質の繭を生産して製絲原料に供給するに在ること今更申す迄もない事乍ら繭を唯一の原料とする製絲の状態を見るに、其の經營は最近頃に機械工業化、大量生産化し、昔日の面影を止めない。而して生絲を原料として使用する絹織物、編物工業も製絲工業と同じやうに最近其の機械化のテンポに著しいものがある。製絲、織物兩工業に於ける機械化の進展は自ら繭質の改革を要請するに至る。精巧なる製絲機械の要求する繭と、昔時の座繰器の要求する繭との間に差異のあるべきは當然のことである。最も簡單な場合を考へて見ても工場組織に依る機械製絲に於て大量の繭を原料として同時に多量の製絲作業をなす場合に於ける繭は、繭質の一定したものであることが望ましい。繭質が區々で不揃であれば、製絲能率に影響するのみならず、製品たる生絲の品質にも影響する。従つて、製絲家は繭質に就いて多大の關心を持たざるを得ないこととなる。繭質の向上は最も根本的には蠶種の品質向上であり、第二段には養蠶技術の改善に俟たざるを得ない。

殊に我國の生絲は國內商品に非ずして、國際商品(輸出商品)として發展して來たものである。輸出貿易の餘り振はない我國に於て、兎にも角にも生絲は其の重要地位を占めて來たのである。勿論これはアメリカに於ける消費力の増加に順應して之に牽きさられた程度のものであつたかも知れないけれども、内地製絲業者の間に消極的であつたにしろ、アメリカの要求に適應するだけの事をなした點をも認めない譯にはいかなない。蠶絲業界に於ける經濟的乃至は技術的變革の數々は斯くして右の點に其の生起の機縁を有するもの尠しとせぬ。

蠶種が技術的に見れば、農作物の種子に類するものなるに農作物に於ける種子が、經濟問題として取上げられず、蠶種が經濟問題として取上げられる所以の一は、繭の商品化過程に於て蠶種の占むる地位の重大性に起因する。繭の商品化、即ち大量の繭の品種の統一性を圖るに當つて、其の最も基礎的なものは蠶種の統一でなければならぬ。製絲作業に至大の關係ある解舒は勿論、絲質も亦共に繭質に支配される。良質の繭を作る蠶種を得ることが、蠶絲業全般の運命を左右する事柄である以上我國の蠶種に關し充分なる認識を把握することが、延いては蠶絲業經濟の把握に重大なる關係を有する。實驗室内に於ける蠶種に關する各種の實驗が重要視されねばならぬこと勿論であるが、實驗的事實は單なる可能を示すだけで未だ社會的、經濟的事實とはなり得ない。従つて實驗室的存在と經濟的存在との間には、常に相當の距離のあることを知らねばならぬ。蠶種の實驗室的研究が如何に隆盛にならうとも、そのみを以て社會的事實としての蠶種の統制は行はれない。蠶絲經濟社會に於ける蠶種の認識把握の手段は別個に考へざるを得ない。蠶種技術が重要であればある程其の蠶種技術の社會的普及度を測定することが必要となる。之に加へて蠶種の製造は其の製造技術上から之が獨立の職業化し、蠶種製造が蠶絲經濟の一部門として取扱はれねばならぬ根據を生むに至つた。

養蠶業者から蠶種製造業者の分離した過程は、決して單なる技術の分化に終始したものでなく、蠶種製造業の養蠶業からの分化獨立は、同時に蠶種製造業の資本主義化となつて現はれ、養蠶業者への資本的支配形態を採るに至つた。素々蠶種製造業を動かす要因は製絲業の資本主義化に在るのであつて、蠶種製造業自體に何等イニシアチブが在る譯でないから、蠶種製造

が製絲資本に依つて經營さるゝ場合が生ずるも別に異とするに足らぬ。

蠶種を廻る右の如き諸問題の認識に於て、之を數量的に把握せんとする處に蠶種に關する統計調査の必要が生まれる。

二、調査方法様式

蠶種に關しては、之を製造の方面と消費の方面とから觀察し得る。製造は蠶種製造者に就いての調査である、消費は養蠶業者に就いての調査である。

蠶種製造者は最近の調に依れば四千人餘であるから、之に就いて直接調査票を配付して第一義調査を行ふことも困難ではない。然るに蠶種製造に關しては、蠶絲業法中に、一般に其の製造が禁止せられ、特に蠶種製造者として地方長官の免許を受けたる特定人のみ其の製造が許可されて居る（蠶絲業法第五條）實狀であるからして、誰が蠶種製造者であり、其の數が何人あるか等の事柄は別に更まつて調査をしなくとも、各地方長官に於ては行政上自然と判つて居る理である。所謂第二義統計調査に依つて資料が得らるゝ譯である。

更に蠶絲業法中には、蠶種の製造に用ふる繭に就いても、亦蠶種に就いても一定の方法に依つて官の検査を受け、又は自治検査を受けなければならぬ規定（同法第十一條及同條ノ二）になつて居るからして、此等の検査に伴つて知り得た各種の事項を報告せしめ、之を整理編成することに依つて、蠶種製造に關する各種事項の統計を得ることが出来る。

蠶種製造に用ふる繭及び蠶種の検査は、之を地方長官に委任してあるから各道府縣毎に之を行ふものであるが、特に行政官廳の許可を受けたる蠶種業組合、同業組合、同業組合聯合會又は蠶種製造者に限り組合員、又は自己の製造する蠶種に關し自ら検査を行ふことが出来る（自治検査と呼ぶ）規定（蠶絲業法第十一條ノ二、同法施行規則第五十條及第五十一條）になつて居る（昭和九年には二十二存在す）。此の兩者から年々報告を徴すれば、繭種製造に關する主要なる事項は自ら判明することになる。そこで蠶絲業法施行規則第四百四條には「地方長官ハ毎年五月三十一日迄ニ前年度ノ蠶業取締事務成績ヲ農林大臣ニ報告スベシ」と規定して、之に依つて道府縣の行ひたる検査に基く各種資料を國に報告せしめて居り、又自治検査の分に關しては同施行規則第

六十八條に「第五十條ノ許可ヲ受ケタル者ハ毎年四月卅日迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル前年ノ検査成績ヲ農林大臣ニ報告スベシ」

一、繭ノ検査ヲ行ヒタル掃立口ノ數及其ノ繭ノ數量並ニ検査ニ合格シタル掃立口ノ數及其ノ種繭ノ數量

二、蠶種ノ検査ヲ行ヒタル原蠶種及普通蠶種ノ製造方法別數量及其ノ検査合格成績

第五十一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ毎年其ノ検査成績ヲ地方長官ニ報告スベシ」と規定せられて居る。

而して蠶絲業法施行規則第四百四條の規定に依り毎年地方長官から農林大臣に提出すべき蠶業事務成績の様式は蠶絲業法施行事務取扱規程（大正六年農商務省訓令第二十一號）第九條の別記様式に左の如く定められてある。

（様式） 第一表 蠶種製造者數

原蠶種製造者	實數	春蠶期	夏秋蠶期
普通蠶種製造者			
實數			

第二表 自家用原蠶種ノ検査ヲ爲ス者ノ數

蠶絲業法施行規則第五十一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者	同業組合聯合會	同業組合
	同業組合	
同則第五十一條第二項ノ許可ヲ受ケタル者		

第三表 原蠶種掃立數量

純粹種	道府縣蠶業試驗場製造	蠶種製造者移入及輸入	其ノ他	蠶量
	原蠶種	製造原蠶種		
固定種				
交雜種				
合計				

（備考） 蠶數明カナラザルモノニ在リテハ推定ニ依リテ之ヲ記載スベシ

第四表 繭検査成績

(備考) 本表ハ榎製、袋製其ノ他ノ一蛾別製ノ製造方法別ニ之ヲ作成スベシ
 第二號 普通蠶種
 (甲) 歩合検査

合計	交雜種	固定種	純粹種	掃之口數		繭數	
				合格	不合格	計	計

第五表 蠶種検査成績
 第一號 原蠶種

合計	計	交雜種	固定種	純粹種	合格		不合格		其ノ他	計
					越年	不越年	越年	不越年		

(備考) 一、蠶種數量ノ欄ニハ卵量及噸數ヲ併記スベシ
 二、本表ハ平附及散卵ノ製造方法別ニ之ヲ作成スベシ
 (乙) 再検査

合計	交雜種	固定種	純粹種	合格		不合格		計
				合格	不合格	計	計	

(備考) 甲表備考ハ本表ニ付之ヲ準用ス

(丙) 越年不越年別

合計	計	交雜種	固定種	純粹種	合格		不合格		計
					越年	不越年	越年	不越年	

(備考) 本表ハ歩合検査及再検査ヲ通シタル成績ヲ記載シ歩合検査ニ於テ不合格トナリタルモノニシテ再検査ヲ受ケザルモノハ之ヲ不合格中ニ記載スベシ
 (丁) 春蠶用夏秋蠶用別

合計	平	附	散	卵	合格		不合格		計
					合格	不合格	計	計	

(備考) (丙)表備考ハ本表ニ付之ヲ準用ス
 (戊) 白繭種黃繭種別

合計	計	交雜種	固定種	純粹種	白繭種		黃繭種	
					合格	不合格	計	計

取扱者	生絲製造	眞綿製造	殺蹄乾繭	生繭賣買	生繭仲立	生繭保管	計
	業種	種別					
取扱場所							

(備考) 二以上ノ業種ヲ兼ナル者ニ在リテハ其ノ主タル業種ノ欄ニ記載スベシ

第十表 蠶種ノ行商ヲ爲ス者及蠶種ノ賣買又ハ仲立ヲ爲ス者ノ數

蠶種ノ行商ヲ爲ス者	蠶絲業法施行規則第八十五條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタルモノ	同則第八十七條ノ規定ニ依リ鑑札ノ交付ヲ受ケタル者	計
	業主	從業者	
蠶種ノ賣買又ハ仲立ヲ爲ス者			計

第十一表 生繭ノ賣買又ハ仲立ヲ爲ス者及生繭ノ買入ヲ爲ス者ノ數

地方農林技師	地方農林主事	農林技師	農林主事	農林補助	蠶業取締吏員	常	臨時
						實數	延數

以上は何れも前掲の該當表と様式は同一であるから茲には省略する。此れ等の規定に依つて、毎年報告せらるゝものを農林省蠶絲局は「蠶業取締事務成績」として一冊の統計表に取纏めて公刊して居る。

右の報告様式はかなり複雑なものであるが、一體道府縣は右の報告書を如何なる資料に依つて作成するものであらうか本報告の内容の正否は一に懸つて、其の原資料の如何に由る。

道府縣は自ら蠶種の検査に當るものであり、又各種の事項に就いて蠶種製造者に届出の義務を課してあるから、之等の資料に依つて道府縣は蠶業取締事務成績を作成することが出来る譯である。検査が厳密であり、業者の届出が事實に偽なしとすれば、検査記録と届出書類とに依つて作成せられた事務成績表は、一應正確なものと認めざるを得ない。

蠶種殊に普通蠶種の消費に關しては、法規上何等の制限なく、自由に養蠶者は之を蠶種製造者から買取つて消費即ち掃立を行ふことが出来る。従つて、消費に關する調査は製造の如く、第二義的調査に依ることは不可能である。第一義統計調査として、消費者即ち掃立を行ふ養蠶者に就いて直接調するか、或は製造者に就いて間接作ら其の販賣を調査するかの方法に依らざるを得ない。製造者に就いて單に其の販賣したものを調査するのみでは充分な調査とは謂ひ得ない。最も理想的な方法は養蠶

生繭ノ賣買又ハ仲立ヲ爲ス者	業主	從業者	計
	業主	從業者	
生繭ノ買入ヲ爲ス者			計

第十二表 桑苗ノ行商ヲ爲ス者ノ數

桑苗ノ行商ヲ爲ス者	業主	從業者	計
	業主	從業者	

第十三表 桑苗生産者數及仕立法別苗圃面積

(蠶絲業法施行規則第八十二條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタルモノ)

生産者	實生	接木	代出	取木	其ノ他	計
	アール	アール	アール	アール	アール	
面積						アール

第十四表 蠶業取締所ノ吏員數

蠶種検査吏員	實數	延數

又蠶絲業法施行規則第六十八條第一項の規定に依り報告すべき検査成績は蠶絲業法施行心得(大正七年一月十二日農商務省告示第十五號)第九條の別記様式に依つて定められて居る。

第一表繭検査成績、第二表蠶種検査成績、第一號原蠶種、第二號普通蠶種、(甲)歩合検査、(乙)再検査

者に就いて現實に掃立てたものを調査することである。我國に於ては、農林省統計報告様式中春蠶表と夏秋蠶表との中に夫々蠶種掃立數量の調査がある。收購高調査に隨伴して之を調査することにして居る。養蠶者各戸に就いて統計調査員が戸別之を聴取調査すれば完全な第一義調査とする。勿論此の場合農家が確に其の掃正立卵量を申立てるや否やは別問題である。所が農村には養蠶實行組合の設立せらるゝもの漸く多く、養蠶者の多くは其の組合員として、共同に各種作業を遂行する者が亦漸く増加するに至つた。今試みに昭和十年十二月末現在に依る養蠶實行組合數並に其の組合員數を見るに、

- 養蠶實行組合數 四五、九二一
- 組合員數 一、八〇七、四二三
- 養蠶戸數に對する割合 九五%四

然も養蠶實行組合に於ては蠶種を共同で購入する場合多く、養蠶者は個人で購入するものが次第に減少して行く傾向にあるから、蠶種購入高即ち蠶種掃立量は之を各養蠶者に就いて個々別々に聴き取らなくとも、組合に於て共同購入した際の帳簿に依つて之を調べれば、組合員たる養蠶者の分に就いては判明する譯である。

三、蠶種統計數列の若干の分析

蠶種製造者に就いて最初に述べて見度い。蠶種製造者の最近の數は四、三四二人(昭和十年)であるが、其の數は年々減少の傾向に在る。即ち昭和元年には七、四七六人のものが、五年には六、八八五人になり、十年には前記の如く四、三四二人になつて居るのである。

蠶種製造の資本主義化に於いては先にも觸れたのであるが製絲資本との連繫に於て營まるゝことの決して偶然でないことも其の節一言して置いた積りである。茲に右に關する若干の統計を掲げて參考に供しやう。

生絲製造者の兼營に依る蠶種製造者數

昭和七年	兼營		總蠶種製造量中同上ノ製造割合	
	蠶種製造者數	生絲製造者數	原蠶種	普通蠶種
昭和八年	七八	五九	二九・七%	二〇・七%
昭和九年	八〇	六二	二一・七%	二一・九%
昭和十年	九一	五八	二八・〇%	二二・二%

生絲製造者の依託に依る蠶種製造者數

昭和七年	受託蠶種製造者數		委託生絲製造者數		蠶種總製造量中同上ノ製造割合	
	蠶種製造者數	生絲製造者數	原蠶種	普通蠶種	原蠶種	普通蠶種
昭和八年	二五三	一一一	〇・六%	三・一%	一・四%	五・〇%
昭和九年	二二五	一〇三	一・四%	三・四%	三・四%	六・七%
昭和十年	一九七	九二	二・四%	六・四%	二・四%	七・五%

本表を見るに、生絲製造者の直接又は間接の製造に係る蠶種は、昭和十年に於て全國總蠶種製造高の約三割を占むること知る。然も其の率は年と共に増加の傾向に在るを思ふ時如何に製絲資本の力の偉大なるかを知るであらう。

蠶種製造者の數のみならず、其の經濟的状況を分析することは、蠶種製造業の蠶絲經濟中に占むる地位の理解に當つて不可缺の緊要事であり、従つて蠶種業統計の目的の大半が茲に在るに拘らず、此の點に觸れる統計は前掲道府縣蠶業取締事務成績

中には見當らぬ。

蠶業取締事務成績は私見を以てすれば、餘りにも技術的事項に偏し過ぎて居るに非ずやと思はる。勿論蠶絲業法に依る蠶業取締の發生の動機が、病菌の豫防、蠶品種の統制に在る以上、蠶業取締が技術上の取締に在ることは當然であり、従つて其の報告事項が技術に亘ることも當然であつて、少しも不思議はない。之に技術以上の事を要求することは、要求する方が寧ろどうかと思はれる節がないでもない。

蠶業取締事務成績に現在以上のものを要求することが出来ないとすれば、右以外に亘る事項に付ては、別個に調査を進めなくてはならぬ。

蠶種製造者の企業形態は、蠶絲經濟の理解に當り最も興味ある事項たるを失はぬが、之に關する資料としては次の如き程度のもものが公表されて居るに過ぎぬ。

企業形態別蠶種製造者數 (昭和八年)

株式會社	一一二七	蠶絲業組合	蠶種業組合	一一二二
合資會社	一四六六	養蠶業組合	養蠶業組合	一一二二
計	二五五五	依ル組合	養蠶實行組合	五一一

産業組合 三四 同業組合 二 市町村 三 農會 六 社團法人 三 個人 四、九三四

右に依つて蠶種製造は數に於ては個人經營が多いことを知り得る。然し個人の製造する量と會社等の製造する量と比較した場合、どう云ふ結果になるだらうか。之等に關する資料なきは遺憾である。

蠶種の販賣に就いても蠶業取締事務成績は觸れる所がないが、臨時調査を行つた結果の數字を左に紹介して置かう。

養蠶者に販賣したる蠶種 (昭和八年)

對共同購入	千瓦		現金	延	現金	延	計
	實	パーセント					
實	一八、三五	六七、六五	九、七五	二七、三三	一四、八五	一四、八五	二四、八〇
パーセント	八・四	四〇・五	四・五	二・六	六・〇	六・〇	六・〇
對個人購入	實	八、七五	二九、三三	三、九七	三、五七	七、五〇	三、五〇
パーセント	四・〇	二二・五	六・〇	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五

パーセントハ總數二一六、三九四疋ニ對スルモノナリ

右に依つて蠶種を養蠶者が購入する場合、其の六割六分迄は共同購入して居ることが判明する。又農家の購入は其の八割近く迄が延であつて、現金に依るものは僅かに二割餘に過ぎない事も判る。

蠶種製造業と養蠶者との間に仲階級たる商人の存在すること、他の製造業と異なる所はないが、其の數は昭和十年に於て八、四一八人(蠶種賣買又は仲立者業主)を算する。右の者が取扱ふ蠶種の量に就いては、昭和八年の臨時調査に左の如きものがある。

蠶種製造者が蠶種賣買業者に販賣したる蠶種數量 (昭和八年)

厚蠶種	千瓦		現金	延	現金	延	計
	數	割合%					
數	三四、五四	天、八六	三六、六五	一、六七〇	一、六七〇	三六、八五	三六、八五
割合%	一八・八	八・九	五・三	二・〇	二・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

普通蠶種	數	千瓦	三、二九九	八、六三三	九、六八八	七、八七	二、九四七
	割合	%	一一二	二九・三	三三・九	三六・六	一〇〇・〇

先に蠶種製造者が養蠶業者に直接販賣した普通蠶種の數量二一六、三九四キログラムと述べて置いたが、之に比較すると蠶種賣買業者に販賣した普通蠶種は二九、四二七キログラムであつて、前者の一割四分にしか當らぬ。

次に蠶種製造數量と消費量との比較をして見やう。

蠶種製造額及掃立數量比較 (單位千瓦)

年次	前年蠶種製造額	同上検査合格額	掃立數量	過剩額	同上ノ合格額ニ對スル割合
昭和六年	三三、九九七	三三、一六三	一七、〇〇六	一五、六二六	四七・一
同 七年	二九、四七四	二八、一七	一六、八二	一九、六五	四七・七
同 八年	三六、九三三	三〇、五九	一八、一〇〇	二九、三六	二二・四
同 九年	二九、一八五	二八、四九〇	一〇、八三九	一九、六二	三九・四
同十年	二八、九四〇	二八、六三三	一五、一七六	一〇、四六	四三・三
同十一年	二六、五三	二五、八七〇	一四、六七	一〇、三三	四三・二

(養蠶ニ關スル參考資料 農林省 蠶絲局ニ據ル)

右表に於て注意すべき事項は所謂蠶種の過剩額である。製造數量の四割以上が過剩になるといふ一事である。其の事の經濟的意義を考へる前に、右に掲げた統計の信頼性に就いて一言したい。蠶種製造額及び其の検査合格額は前述の第二義統計で、然も現實に検査を行つた結果に據つての報告であるから、相當信頼していいと思ふが、掃立數量は全然別の方法で調査したものである。即ち農林省統計報告様式に掲げられて居る春蠶、夏秋蠶の收購高調査の際、同時に行はるゝものであつて、十二萬七千人の統計調査員の手によつて作成せられたものである。

農林省統計報告規則に依る調査組織は現行の産業統計中最も優れたものであるが、養蠶に關し特に其の調査方法を刷新すべく經費を支出して居らぬ現状に於ては、其の信頼性は充分とは謂ひ得ない。どちらかと謂へば、尙若干の調査洩れがあるものと見るのが實情に近からう。調査洩れが一割であるか、二割であるか、乃至は五分三分であるか、その邊の處は明言の限りでないにしても、斯く見ることに依つて、先の過剩蠶種は右の表に現れたものよりは尙幾分内輪であらうと思ふ。併し何れにするも三割、四割の過剩が出ることは、歸する所其の分の經費迄養蠶者に轉嫁さるゝ結果となり、國民經濟上も不經濟な事である。普通蠶種の一キログラム當生産費は昭和八年の調査に依ると、大約六十圓前後のこと(養蠶に關する參考資料——農林省蠶絲局)であるから、十萬キログラムの過剩を生ずることは、國民經濟上六百萬圓近い無駄をして居ることになる。蠶種の統制がこの方面に於ても必ずしも不必要でないことを暗示する。

寄贈圖書

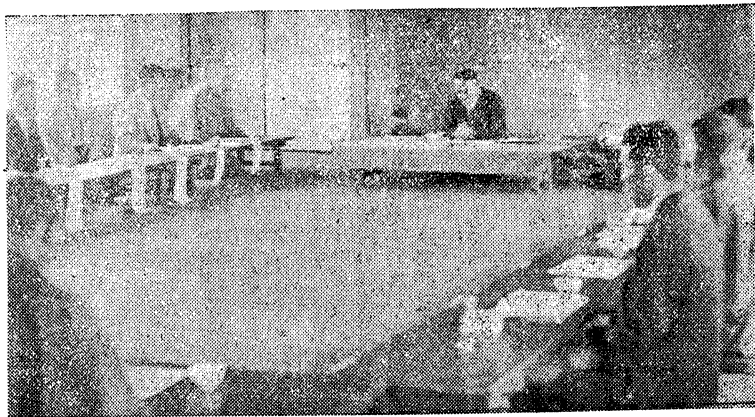
- | | | | |
|-------------------------|-----------|------------------|---------|
| 昭和十一年群馬縣統計書第一、二編 | 群馬縣 | 昭和十二年靜岡縣統計書第二編 | 靜岡縣 |
| 朝鮮現勢要覽昭和十三年版 | 朝鮮總督府 | 岐阜縣統計課 | 岐阜縣統計課 |
| 浪華の鏡九、十月號 | 大阪府統計協會 | 臺灣現勢要覽昭和十三年版 | 臺灣總督府 |
| 群馬縣勢要覽 | 群馬縣 | 北海道統計第六十五號 | 北海道統計局 |
| 昭和十一年商工省統計表 | 商工大臣官房統計課 | 第六回南洋廳統計年報 | 南洋廳 |
| 昭和十一年山口縣勢一斑 | 山口縣 | 統計時報第八十四號 | 内閣統計局 |
| 統計九、十月號 | 千葉縣統計協會 | 統計の山形 | 山形縣統計協會 |
| いしずゑ 九月號 | 福岡縣統計協會 | 島根の統計第十五號 | 島根縣統計協會 |
| 統計界 九月號 | 岩手縣統計協會 | 昭和十三年版勞働統計要覽 | 内閣統計局 |
| 統計時報 第九號 | 秋田縣統計協會 | 統計十月號 | 高知縣統計協會 |
| 「世界人口ノ動向」並ニ「生産力擴充ト勞働人口」 | 人口問題研究所 | 上毛の力 第四號 | 群馬縣統計協會 |
| 統計時報 第八十三號 | 内閣統計局 | 家畜調査概要 昭和十二年 | 島根縣 |
| 兵庫統計 第九十號 | 兵庫縣統計協會 | 北海道統計第六十六號 | 北海道統計協會 |
| 統計集誌 第六八七號 | 東京統計協會 | 昭和十一年福岡縣統計書第一、二編 | 福岡縣 |
| | | 兵庫統計 第九十一號 | 兵庫縣統計協會 |

調査員の体験を語る

統計座談會

猿島郡幸島村で
十月十二日開催

統計調査員の体験を語る統計座談會は十月十二日午前十一時から猿島郡幸島村小學校構内幸島會館で開催された。縣統計協會から川崎副會長、菊池會務委員、加藤囑託が出席、酒井幸島村助役の開會の挨拶あり、川崎統計課長司會のもとに二時間半に亘り各調査員が体験感想談を交換し一時二十分閉會、午餐を共にし散會した。座談會の内容大要は左の如くである。(カットは座談會場)



出席者

〔縣統計協會〕 川崎統計協會副會長、會務委員菊池忠壽、囑託加藤敬愛
〔猿島郡幸島村〕 助役酒井貞次郎、主任書記赤岩啓四郎、統計調査員松永源一郎、鈴木光、關源市、山中庫次、江川藤二郎、木村茂兵衛、山中辰男、關根三郎、野本喜代之進、齋藤綱壽、關根美好、荊部庄藏、鈴木成一、鈴木治左衛門、小林豊之助

【酒井助役】 今日には色々公務多端の折柄にも拘らず縣から斯道の權威川崎統計課長を始め各位の臨席を辱ふし統計調査員座談會を開催して本村の擔當者に指導と鞭撻を與へる機會を與へられた處置に對しては感謝に堪へません。又農繁最盛期の貴重な時間割き本村統計調査員の殆んど全員が參集して此の座談會を有意義ならしめた事に就ても有難く御禮を申し上げます。今次事變もいよ／＼長くなり出征將士も銃後も緊張して帝國の大國策に順應し、聖戰有終の美を収めなければならぬ時、之等國策の貴重な資料となる統計に關する座談會は益する所甚大なものあるを疑はぬのであります。どうか充分御意見の發表、御研究の検討をつくされん事を希望致します。一言開會の御挨拶を申述べる次第であります。

【川崎統計課長】 農繁期の御多忙な時御都合を御差繰りになつて御參會を

得まして感謝に堪へません。一体統計調査は地味で骨の折れるものである事が一般には判りにくいものであります。統計調査員が自分の本業を犠牲にして斯道の爲に粉骨碎身、献身的な努力をされて居る事に就ては感謝の言葉を知らぬのであります。幸ひ本縣の統計事務は皆様の努力によりまして全國的にも事績が認められて参りましたのは御同慶に堪へぬ次第であります。農林省が統計優良者を表彰するのは本年で三回目でありますが、表彰される者は本縣が一番多いのであります。又今日では茨城縣は統計先進縣であると全國的に認められる様になりましたのは縣下四千に余る統計調査員各位御努力の賜であると信じます。殊に猿島郡は著しく統計事務が進歩し、全町村が規定を實施して居るのは喜ばしい事であります。現在全町村の規定實施といふのは猿島、多賀、鹿島三郡だ

けで他の各郡はそこまでは参つて居りません。就中幸島村の如きは成績のよい点から申しまして、その最たるもので主任赤岩君も統計協會から表彰されました程で、一度縣の雜誌に紹介したいと考へ十一月號に其の模様を登載したいと思ひ御相談申上げたところ御賛同を得て此の機會を與へられたのであります。戦時体勢下に於て如何に統計が重要視されて居るかは、既に御承知の事と存じます。戦地に活躍する將兵の勞苦を思へば私達銃後にあるものは總力を擧げて銃後を守り將兵が活動する上に危惧の念を抱かせる様な事がありては、斷じてならぬと思ふのであります。現在に於きましても皆様の仕事は非常に御忙しいとお察して居ります。殊に臨時勞働統計調査、牧野調査、食糧品移動調査、農家調査、兎の調査等臨時調査が非常に多くなつて居ります。之は統計が重要性を有

すればこそ事變中に色々な調査がふえて来るのでありまして、來年七月には更に大がかりな産業調査が行はれる事になつて居りますので又皆様の御努力を煩はす事になると思ひます。統計といふものが如何に重要なものであるかといふ事を認識し國家の爲に貢献する覺悟で御働きを願ひたいのであります。今日は僭越乍ら私が司會を致しますからお互友達同志で話す様に遠慮なく寛いで話して頂き度い。早速ですが主任赤岩君から幸島村の統計概況に就いて述べて貰ひませう。

【赤岩啓四郎】 縣の方から座談會開催のお話がありました時果して御期待に副ひ得るかどうか心配したのであります。が、卯木村長、酒井助役の賛同を得て此の會合を開き得ました事は感謝に堪へません。川崎統計課長さんの御指定によりまして先づ本村の概況を申し上げます。本村は地勢が

平坦で農業に適し、昭和十二年末の人口は七千二百八十四人、戸數一千六百七十七戸で、耕地は田三百二十八町八反歩、畑九百二十八町歩、計一千二百五十六町八反歩で、農家戸數は去る九月調査の結果一千五百といふ事が明瞭になりました。一戸平均の耕地は一町二反七畝となる譯であります。珍らしい事に今から五十年前即ち明治二十二年の記録が残つて居りますので、それを調べて見ますと當時の戸數は五百八十四戸、人口は三千二百九十五人で今日は約二倍の増加を見た譯であります。又當時の豫算は僅かに八百四十九圓でありまして之を十三年度の當初豫算五萬三千四百四十五圓と比較しますと今日は五十倍の膨張振を示したといふ事になる譯であります。昭和十二年度の農産物は總額約七十七萬圓であります。この内には養蠶收入などは入つて居りません。農産物は米麥が

約七割三分を占め特殊なものとしては茶などがあります。本村の概況は此の程度で止め統計調査に就て申上げます。統計調査員は昭和三年即ち十年前を標準にお話致します。本村の統計調査といふものは昭和三年が出發第一歩とでも申すべきで當時は十七名でありました。

【川崎統計課長】 調査員の數は今日と同じですね。

【赤岩啓四郎】 左様で御座います、昭和二年十二月十四日に統計査閲を受けました但其の時の講評は「調査員の活動不充分なり」といふのでした。何しろ當時の調査員手當は年額二圓だったので翌三年には五圓に増額したので。村としても各種の調査には經費を要するし相當困難も感じました。其の後調査員にも異動があり退職者も十八名を算して居りますが現在五年以上勤続者は六名、十年勤

續が三人であります。

【川崎統計課長】 十年以上勤続といふのは何區と何區ですか。

【赤岩啓四郎】 第五區の山中庫次さん、第十二區の齋藤綱壽さん、第十四區の荊部庄藏さんです、五年以上は第一區の松永さん、第六區の江川さん、第八區の木村さん、第十一區の野本さん、第十三區の關根さん、第十七區小林さんです。最初調査員をお願ひする時五年を期限としてお願ひするので退職される場合は各調査員が手當を割いて記念品を贈呈して同志に感謝の意を表する事になつて居りますが、之には村からもその半額を出して謝意を表はして居ります。調査員の平均年齢は四十一才であります。統計費は調査員の活動に密接な關係がありますが、手當も昭和三年には五圓となり、四年には十圓に、五年には倍額の二十圓に増額され、やうやく調査員の勞にも幾分報いら

れるかと思つたのですが、翌六年には緊縮方針によつて十五圓に減額され、昭和九年に再び二十圓になつて今日に及んで居ります。

【川崎統計課長】 米と一緒で二十圓といふのですか。

【赤岩啓四郎】 別です、米は三圓宛支給されて居ます。本村の統計調査員は統計の重要性を認識して手當も日數に比し少いが、仕事に熱心で相互の間も親密で研究、改良、希望、抱負などをお互に述べ合つて統計調査の完璧に向つて努力を續けて居られるのは感激に堪へません。調査員會は春に總會的なものを催し、四五月の春季調査と、夏季の麥の調査や米の豫想の時に召集し、其他は随時に持廻り協議といつた形で六七回開いて居ります。調査員會も回數を多くすれば効果はありますが僅かな時間でも毎度各人がその爲に割くとなると永續性に支障を來すので遠慮して

居ります。調査員會の出席率は非常によく、且つ眞剣であり親密であります。村長助役も本年五月に就任されたのでありますが、去る農家調査には助役が調査員會に出席して手傳つて下さつたのは感謝に堪へない所であります。

【川崎課長】 非常に結構なお話を伺ひました。規定改正の時は何處でも困難したのですが、あの當時千葉縣を視察しましたか。

【赤岩啓四郎】 野田と關宿とを見ました。

【川崎課長】 規定改正の時は随分猛烈な反對がありました。那珂、久慈、多賀、所謂河北三郡の町村長會は一致結束して時期尚早の理由で反對し縣全体の町村長會決議としやうといふ形勢まで濃厚になつたのですが一部には縣がやるといつた以上反對しても仕方があるまいといふ意見もあり、それは纏りませんでした。がそれ

でも河北三郡の反対は根強いものがありました。それで反対も一理はあるが兎に角千葉縣の實状を見て呉れといふので毎日四五十人宛千葉縣の優良町村を見につれて行つたものです。

【赤岩啓四郎】 昭和三年でしたか、規定改正に關し課長さんから親展狀を貰ひましたね、あの頃幸島村の成績は思はしくなかつたが兎に角やらなくちやならんと思ひました。

【川崎課長】 昭和二年農林省が統計調査に補助を出す事になつた。之を機會に規定改正を斷行しなければ駄目だといふのでやつたのですが反対が多い、前申した通り河北三郡などは殊に激しかつたのです。それを千葉縣の實況などを参考に視察して着々やつて來たのですが反対はしたものとやるとなると河北三郡などは仲々熱心なもので、今日に於ては多賀郡は全町村、久慈郡は二ヶ村を除いた

農林省で全國一律に決定してあるので止むを得ないので。お話のついでに申上げますが豫想收穫の期限は確守して貰はねば困るのです。此の点は農林省も、やかましく申しましし縣としても假借しないのであります。米の豫想收穫などは農相が官中に參内して奏上申上げる程重要なもので豫想收穫の報告期限だけは確守して頂きたい。併し之は仲々困難な問題と見えて三百八十町村中毎年十ヶ町村位は期限に報告して來ない。縣としても集計が出來ないで困る。農林省の方からは督促が來る。町村の方へも手紙や電報で催促するが何とも報告して來ない。係の者も何度も手紙や電報を出す譯にも行かないので、しまいに自腹を切つて電報照會をするといふ有様で實に氣の毒なのです。

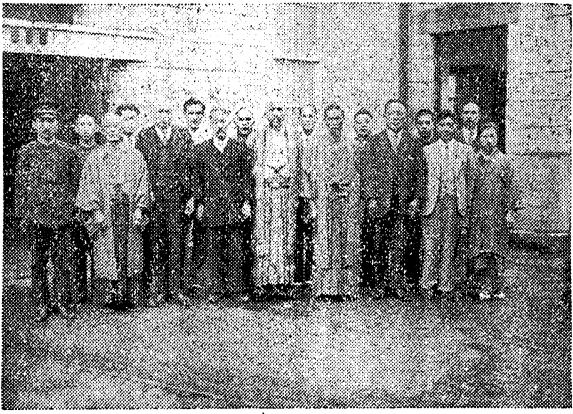
【關根美好】 豫想の調査も天氣が好い時なら何でもないが、雨の時もある

だけ、那珂郡も若干實施を見ないものがあるといふ成績で、とりわけ優秀なのは多賀郡で就中賀美や染和田などがよいのであります。賀美村などは集會の定刻三十分前には全調査員が集まるといつた統制振で斯うなる迄には主任も随分辛辣な批評を誰は何分遅れた等といふ事まで全調査員に知らせせてお互に反省を求めるといふ遣り方を試みたものです。幸島村も成績はよいのですがまだ賀美村には及ばない様にも思はれますから皆様どうか一層御努力をお願い致します。では此の程度にして次は農産物其の他實地調査の状況と體験談を、皆様から伺ふ事に致しませう。

【赤岩啓四郎】 どうぞ皆様寛いでお話し下さい。先づ松永源一郎さんからお願いさせよう。

【川崎課長】 松永さんは何年前から統計の仕事をおやりですか。

實況説明 (前列右から) 渡邊産組書記、赤岩書記、川崎統計課長、卯木村長、酒井助役、江田村議、鈴木商業奉仕委員、小林村議、菊池駐巡 (後列右から) 小野里産組事務、小野里同書記、鮎川書記、石崎收入役、森田書記、關書記、大山書記、山中書記



ば風の強い時もある、仲々現地調査をする身になると容易じゃありません。

【松永源一郎】 統計調査員になつたのは昭和六年ですから八年になります併しその前から御手傳をして居ましたからまあ十二年位統計の仕事をして居る譯です。私は毎年耕地調査を終ると農閑期になるので、忙しい春季調査の準備として調査票などを整へて備へをします。此の仕事は私の受持區は田が少く畑が多い關係から十日位を要します。又特殊なものとして茶があるので此の調査も五月迄にはやる事にして居ます。

【川崎課長】 畑が多いのでは調査も面倒ですな。

【松永源一郎】 一體馬鈴薯の調査です。が五月始めにやるのは無理です。まだ見當もつかないものをどう報告してよいのやら間違つて報告期限などで主任に迷惑をかける事なども度々あります。

【川崎課長】 馬鈴薯の調査は或ひは無理な点があるかも知れないが、之は

【鈴木光】 私の受持區内には一筆の畑を大勢で耕作して居るので一筆毎に調査するといふ事も出來ないので一筆を更に區別して耕作者毎に調査して居ります。

【鈴木治左衛門】 一筆が一町歩以上になると何人も耕作するので因ります。米の調査の時などは殊に閉口します。私も一筆内に耕作者が大勢ある所は耕作圖に個人別のを作つておいて調査の便宜に備へて置きます。

【山中庫次】 私の受持區には豪農が多いのです。それですから耕作物も門の内や塀の中にあるのが多くてその現地調査にはどうしてもその家の門や塀の中に入らねばならぬのです。又その門を通らなければ行けないので始めは氣がひけて困りました。一般農家の方でも最初の頃は變な風に考へたのでせうが勇氣を出して調査を進めた結果今ではこちらも平氣になり農家の方もよくなりました。

【川崎課長】成る程、併し耕作者の方が理解して来た以上支障はなくなりましうな。

【赤岩啓四郎】農繁期に田や畑で忙しく仕事をして居るのに統計調査の爲に手を抜かねばならぬのは調査員の方に御氣の毒に堪へません。又一般的には變な目で見られ個々の對人調査には適確な事を調査員に知らせない様な傾向が今だにあります。

【川崎課長】だから縣でも對地調査で行く方針をとつて居る譯です。正確な統計を得るといふ点から見て理想的には對人調査がよいのであるが現在のところ對人調査で行くといふ理想的なところまで達してゐないのであります。併し家畜調査などは結局對人調査になると思ひますが。

【關源市】統計調査も始めの頃は聞きに行つてもいゝ加減にやつて呉れといつた調子でした。どうも税金に關係するとも思ふのか收穫高なども

定によつて收量が非常に違ふので苦心をします。

【川崎課長】坪刈も實際は非常に面倒なもので、實際からいふと御説の様にその位置によつて見込も違ふ様です。尤も坪刈も數多くやれば段々正確に近くなるのですが、坪刈はそれによつて收穫量を決定するのでなく只參考にするのですから其の点に御注意下さい。

【野本喜代之進】叔摺率も實際とは一致しない様です、表でやるのと實際とは大變に違ふのですが。

【赤岩啓四郎】こゝでは十二ヶ所、少い所で九ヶ所位宛坪刈をやつておますが大変な手数を要します。國勢調査などは一時的ですから相當面倒な事も格別ですが、毎年繰返される農林統計などは簡易化された方がよいと思ひます。耕作見取圖などは實に面倒なものです。

【野本喜代之進】異動の激しい家禽調

減らして呉れといふのが多い様でした。

【關根美好】私の受持は七十戸であります統計調査に行く時、何の調査だ、余計な御節介だ、税金でも安くして貰ひたいもんだといつた風で喜ばれませんでしたね。

【鈴木治左衛門】今度農家調査をやつて見て判つたのですが現地調査と對人調査では非常に違ふのです。各戸でいふ方がどうしても少い様です。

【鈴木光】それは必ずしも悪意とはかりははれませんが、要するに自分の耕作反別を認識しない爲だらうと思ふ。

【野本喜代之進】小作する場合は昔からいはれてゐる一町歩とか二町歩とかといふ大ざつばな勘定でいつてゐるからせう。

【關源市】地主は二町歩とか、三町歩とかいつても現地調査をして見ると一町八反歩か二町六反歩位なのが多

查を六月末一回だけとは余り杜撰じやありませんか。

【川崎課長】家禽は實際からいふと異動は激しいが現在の調査で案外平均はとれてゐる様で全體的にはあれで間に合ふ様です。統計調査では何といつても米の調査が一番骨が折れる様ですね、現在は基準票を用ゐる補助表でやつて居ますが何か改良意見はありませんか。

【木村茂兵衛】個人別にせず作柄やつたらどうせう。又基準表と補助表とを二重に用ゐるのは非常に手数がかゝるので補助表を用ゐないで、基準表だけでやつたらどうせうかね。

【江川藤二郎】それもそうですが實際には非常に面倒になるのではありませんかね。

【川崎課長】補助表と基準表とを使ふといふのは實際に手数がかゝる問題です。それで縣としても之を改良し

い様ですね。

【川崎課長】次ぎは現在の統計規定に對する改善の御希望はありませんか。

【野本喜代之進】對人調査の場合に農家の聞き取りは必要じやありませんか。

【鈴木治左衛門】どうせその家の人と一緒に纏めるのだから聞き取りは結局重複するもので必要がないと思ひます。

【川崎課長】御意見もありませんが聞きがないと農家は永久に本當の事をいふ様にならぬ。今は不必要な様に思つても聞き取りを繰返してゐるうちに統計に對する訓練が出来、農家に理解される様になると思ふのです。三重縣などは對人調査が相當に發達して居りますが、聞き取りが不必要などいふのは實は恥かしいので聞き取りだけで正確な統計が得られる様にならねばならぬと思ひます。

【野本喜代之進】坪刈調査は位置の選

て補助表と基準表とを一緒にしたものを用ゐたらどうかといふ事を、農林省に意見として具申してゐるのです。

【赤岩啓四郎】さうすれば非常に便利になりますね。

【川崎課長】次ぎは統計の利用といふ事に就て御意見を伺ひませう。調査員の調べたものをどういふ風に利用したら効果的か、又實際斯ういふ事に利用してゐるといふ様な實例を伺ひたいと思ひます。

【鈴木治左衛門】春の調査が終れば集計を村内に報告して居ます。蔬菜組合があります作付が何町何反歩で收量は全體此の位だから籠は幾らいるだらう、トラックは何台用意しなければならぬといふ見込をたて集合所へ揭示するのです。

【川崎課長】そうなるも随分利用される譯ですね。

【野本喜代之進】調査の結果は一人別に

集計表を明示します。ですから一反歩の收穫高に余り豫想と距りがなくなつた様です。

【赤岩啓四郎】 野本さんは農家組合長で前年迄は區長をして居た方で本村の權威者です。

【野本喜代之進】 私は區内の人達にお前等の財布が足りないのは働きが足りないからだと働く事を奨励して居ます。お蔭で耕地反別が年々ふえる一方、従つて皆の暮しもだん／＼楽になる様です。

【川崎課長】 一般の人に統計を認識させ統計思想を普及する様な試みがあつたら、お聞かせを願ひたいものです。

【關源市】 私の受持區は山林が多く耕地が少ないのです。さういふ關係からか區民は非常に因襲的で統計などに理解が少く調査などに行つても何か税金にでも關係があるやうに考へる様なのです。斯ういふ考を矯正す

人出て居りますし、現に區長の要職にもあります。

【鈴木成一】 私は昭和二年から調査員をやつて來ましたが、最初は百姓には出來ない仕事だと思ひました。圖面だ、臺帳だと随分面倒な話で家禽調査に行けば農家ではほんとの事をいはない、數へやうとすると鶏は飛び廻る、ほんとに困りました。兎に角自分の耕作を標準にし聞取りと對照してやつたのですが近頃は憤慨する様な事もなくなりました。

【關根美好】 受持區の地番などを人に聞かなくても判る様になつたのは愉快です。

【川崎課長】 隠したり嘘をいつたりするのがまだありますか。

【鈴木成一】 家禽調査が一番困ります。【赤岩啓四郎】 鶏の調査までお願ひするのは何だか余り役不足でお氣の毒の様な感じがします。

【江川藤二郎】 鶏の調査には苦勞しま

るのには何といつても若い者に統計思想を吹き込まねば駄目だと考へ、幸ひ青年團に關係があるところから、月例會がある度に統計調査用のカバンを持つて行つて青年團員に見せて來ました。統計調査の資料も青年團員や處女會員に聞いた方が正確の様です。

【荊部庄藏】 統計思想の普及には統計調査員が骨を折らぬばならぬのは勿論ですがどうしても區長や村長に骨を折つて貰つて理解を求めるのが一番だと思ひます。

【赤岩啓四郎】 村當局としては統計の結果を出来るだけ一般に知らせる様にして居ます。そればかりでなく重要なものは速報的に知らせる事にして居ます。

【齋藤綱壽】 何の統計調査がある場合でも宣傳ビラを各戸に配つて知らせて置いて貰つた方が便利で是非やつて貰ひ度いものです。

す。鶏を集めて勘定しやうと餌を撒いてやると隣の鶏まで集まつて來るといふ始末です。あれは學校の生徒などが適して居ませんか。

【川崎課長】 千葉縣では訓令で小學校が調査に當つて居ります。本縣では調査員がやつてもよし生徒がやつてもよしといふ事になつて居ります。小學校の生徒なども訓練さへうまくゆけばよい様です。

【關孫市】 産卵數などの調査になると小學生に聞くのがよい様です。

【川崎課長】 本年再度の水害には相當の被害もあつたでせうが、被害を蒙つた調査員も自分の事は願ひるいとまもなく水害調査に當られたのでせう。

【赤岩啓四郎】 この村では水害調査は農會が先鞭をつけたのです。それで統計調査員の方は余りやりませんでした。

【齋藤綱壽】 一度に三百町歩が泥土に

【江川藤二郎】 この間の農家調査の時は村で宣傳ビラを各戸に配つておいたので主人が居なくても家族の人で調査事項が判つたので助かりました(此の時農家調査宣傳ビラを示す)

【川崎課長】 之で幾らか／＼りますか。

【赤岩啓四郎】 一圓位のものでせう。併しこの間の水害調査などは各課から調査の注文があるので、それを一々宣傳してやるといふ事も經費の關係で仲々出來ない相談です。

【酒井助役】 色々經費の点などに就ても伺ひましたから來年度には考慮したいと思ひます。

【川崎課長】 統計調査に従事して感激したとか憤慨したとかいふ話、つまり皆様の體験談を承りませう。

【江川藤二郎】 農家調査は六ヶ敷しいと思つてかゝつたのですが實地にやつて見ると案外樂でした。

【赤岩啓四郎】 江川さんは本年六十三歳で村の長老格です、應召軍人も二

化し長井戸沼の堤防が欠潰して大變だといふので防禦に努めました。私の所で十六町歩が冠水し六町歩は收穫皆無となつたのです。陸稻は坪刈區を選定して置いたのですが遂に坪刈が出來なくなりました。

【川崎課長】 一體に被害調査が軽く見られて居るのではあるまいか。一週間、十日で水がひかぬ爲被害の程度が判然しないといふのも尤だが慎重にしなければ町村の損です。町村としても縣にすがつて復舊策を樹てねばならぬし、縣としても應急對策を講じなければならぬのです。處が精密な被害統計が纏るのを待つたのでは間に合はないので各課が擔任の分を調査するといふ事になるのです。

假令へば農林課では農作物、耕地課では農用地の被害といつたもので六月の時は大體各課で調べたものと統計課が發表したものと同一程度だつたが、九月の時などは耕地課が調

べたのと統計課が取纏めたのでは相當の開きがあつたのです。勿論被害が無かつたものと報告しても通らぬ話であるが、それかといつて被害のあるのを無いと報告するのも町村自身の損である。農林省では統計課の調査を基礎に對策を講ずる譯で各課で調査したのと統計課が取纏めたのと余りはだかりがあると取扱に困るのです。

【赤岩啓四郎】 實際冠水して居る時にはあつても居るし、又何時頃減水するか見透しもつかぬといふ始末で、水害の調査はなかく困難ですな。

【關孫市】 農林省の米麥統計などは農林課で調査したものを採用するのですか、統計課のに依るのですか。

【川崎課長】 それは勿論あなた方の調べたもの、即ち統計課が報告したものに依るのです。本縣は皆様の御努力に依つて正確だと本省でも折紙を

なければ助りませんよ。

【山中庫次】 今度の農家調査に就ては農家自身が割によく理解して呉れたし、役場で前に宣傳ビラを配つて置いたのが役にたつた様です。朝調査に出る時はどうかと思つたがやつて見ると割合樂でした。

【菊池忠壽】 此の機會に米の調査に就て一寸御注意申上げます。それは今年の水害で陸稻を水田に栽植した場合です。勿論陸稻を田へ植ゑたのですから田でなければ調査は出来ませんが、之は水田で取れても陸稻の方へ加へて頂き度い。此の時は備考として何か印をして貰ひ度いのです。改植の爲陸稻を抜いて了つた場合はそれを陸稻苗代と見るのです。それから耕地面積ですが一反歩中收穫皆無になつたもの五畝歩、陸稻改植をしたもの五畝歩といふ場合に耕地面積を一反五畝とせず、つまり一旦水害で流されて了つた五畝歩へ陸稻を

つけられて鼻が高い譯です。

【關孫市】 農産物検査員の見方と私達の見積と大いに違ふのです。陸稻などでも検査員は反一石一斗位に見るし、私は一石未満と見當をつけたのですが。

【川崎課長】 今度の水害に農林課では陸稻二割二分、水稻三割の減收と見私の方でも三割三分位の被害と見て居りますので大體合つて居る様です。……それからこの間の農家調査では結果表で骨を折られた様ですが、町村には非常に参考になつた様ですな。

【木村茂兵衛】 あれに努力調査迄加へたらどうだつたらうと思ふのですが……。

【關孫市】 兼業專業別に苦心しました私の受持區に茅手が二人あるのですが、一人の方は茅手は一年のうち三ヶ月迄のもので、他の方は長いのですが之を兼業とするか專業とするか

改植したのですからそれを水稻と陸稻と二重に見ず、收穫皆無になつた五畝歩と陸稻の五畝歩とつまり一反歩とする様に御願ひ致します。

【荏部庄藏】 收穫皆無といふ程度はどんなものですか。

【菊池忠壽】 五升でも三升でも取れたものは實際收穫があつたのですから收穫皆無といふ事にはなりません。

【川崎課長】 非常に有益なお話もありますが大分時間もたちましたから此の程度で座談會を閉ぢ、後は皆様と懇談したいと思ひます。

【酒井助役】 非常に長い間熱心に凡ゆる方面からお話合ひ下さいまして、本會の所期の目的は充分に達し得た事と信じます。川崎統計課長殿始め縣廳の各位には遠路御光來下さいまして篤く御禮申上げます。又調査員各位にもお忙しい處を殆んど御出席下さいまして、或ひは體験談を試み或ひは質問をし、充分意見を開陳さ

に苦心しました。

【川崎課長】 實際さういふ判断には困りましたらうな。

【赤岩啓四郎】 この村では單記式を三通作りました。集計をする時反別の計算には單記式でやると非常に便利で、公共物の場合などには單記式でやらない所は随分困つたといふ話も聞きました。集計に行つて誤謬を發見したがる單記式をやらぬ所では其の發見訂正に大層骨を折つた想です。

【川崎課長】 農家調査の結果は十月八日に全部集まり、十日には農林省に届けられる見込がたちました。丁度十日の午後三時に速達便で出したのです。結局茨城縣が農家調査の提出は第二番だそうです。

【菊池忠壽】 毎晩十時頃まで夜なべをし、各郡で一つでも合はぬ所があれば何邊でも遣り直して間違のない事を確めたのですから全國第一にならげます。

統計主任者異動

- (上は新任、括弧内は舊)
- 昭和十三年十月一日東茨城郡稻荷村 飯島 青藏 (江橋 常信)
- 全九月二十三日 西茨城郡七會村 山口 善者衛門 (仲田 郁次)
- 森田 勝雄 (所 勇) 人口
- 全十月六日 新治郡玉川村 笹目吉郎右衛門(野口 七郎)
- 全十月十四日 新治郡新治村 皆川源次郎 (岡田武四郎) 人口
- 全九月二十日 久慈郡天下野村 會澤 政志 (飯島 政雄)
- 木村 昊 (菊池清次郎)
- 全九月六日 久慈郡東小澤村 片野 捨次 (川崎傳之介)
- 全十月二十八日 行方郡秋津村 小室 六郎 (鬼澤 幸)

水害の結果を知る

米生産の統計

長期戦時態制下にあつて
愈々調査員の奮起を望む

米調査に就ては縣下四千百余名の米生産統計調査員今春來より總動員で調査の完成に奮闘せられつゝあつたが愈々十一月末迄には市町村長に貴重な資料が提出される筈である。本年は前後二回に亘る未曾有の大水害を蒙つて居る關係上例年の實收高に比して如何程の減收に喰ひ止むることが出来るかは

一般が非常に關心をもつて居る所である。

災害直後に於て調査された第一回収穫豫想は別項發表の如く、水稻は前年に比較して三割三分、六十六萬三千七百六十二石の減であるが、陸稻は斷然良作で七割六分、十六萬八千二百二十九石の増收となつて居るが、これは昨年

査區に來つて米作を爲すものに就ては其の反別を基準票に依つて他調査區へ送付することになるのであるから、各調査區に於てはこれが反別の相違はあるけれども、市町村の集計に於ては調査區毎の送付受領は何れも其の内部の移動であるから、第一回豫想當時に調査した反別には異動はない筈であります。若しも之が不突合の点があれば、何處にか誤算、或は誤調があるのですから、其の原因を探究して理由を附して報告する要がありますから特に御注意を願ひます。この原因を明瞭にしますには移動經過を表章する米生産統計調査作付反別出入明細表を作製することが効果的です、是非之が作製を御奨めします。

收穫高は米生産統計調査方法に依り慎重に各農家の收穫を實地に基いて裁定した審査收穫高を集計して調査區集計表を作製し、之を合計して作製するのであります。從來の例に倣しますれば

ば作付反別、收穫高共に誤算がありますから充分檢算を嚴にして提出する様に努められたらう。

一反歩收穫高は無收穫反別を控除しない、乃ち全作付反別を以て收穫高を除して得た數を掲げ、單價は其の收穫季に於ける地方市場卸賣平均價格を記入し、價額は、右價格に石數を乗じて算出記入するのであります。尙備考欄には第二回豫想收穫高及前年收穫高に比較しての増減事由及び氣候の適否、用水の過不足、施肥の多少、發育の經過、病虫害水害等を具体的に説明を願ひます。尙作付反別の調査に就ては本年九月九日統發第一一六號通牒を篤と参照せられて遺漏なき調査を遂げられる様充分御留意を願ひます。

耕地面積

(市町村報告期翌年一月十五日限)

本表は統計調査員が十二月末日現在を以て作付反別調査原簿並に果實反別

早害の爲に依る減收に原因するところもあるが果して第二回収穫豫想、又實收高に何んとも出るかは其の後の氣候と調査員各位の努力に依つて決定される譯である。

今や我國は今時事變を契機として戦時態制下であり、この國策調査の意義も愈々深いものがあると共に我々統計關係者の責務も一層加重されたのであるから市町村主任者調査員は眞に一体となつて統計報國の念を益々深うし統計調査の完璧を期せらるゝ様希望して止まないものである。

米

(市町村報告期十二月十五日限)

米表の作付反別は米第一回豫想收穫高調査の際に於て既に調査を了して居る筈であるが、それは各調査員の擔當區域に依るもので、其の後自調査區居住者が他調査區で米作を爲すものに就ては他調査區から基準票に依つて其の反別を受領し、又は他調査區より自調

調査原簿に基いて調査の上耕地面積調査小字別集計表に纏めて提出したものに依り製表するのであります。而して年末現在面積は作付反別調査原簿及果實反別調査原簿の各小字計反別を合計記載し年内移動は該原簿の昭和十三年中の異動加除の事實を様式、注意各項の區別に従つて各該當欄に夫々計上するのであります。斯くの如く本調査に於ては作付反別調査原簿並に果實反別調査原簿が基礎となるのでありますから、従つて本調査の正確を期するには先づ調査原簿の加除整理を完全に該原簿を常に耕地の現状と一致せしめて置く事が、最も肝要なのであります。尙特に注意しておく事は耕地面積とは作付反別に畦畔を加へたものを謂ひ、作付反別とは實際に作物を作付してある面積を謂ふのですから、此の區別を明瞭にして調査せられたいのであります。更に調査上特に注意を要する点を左に摘記して参考に供します。

一、本年(十三年)中に於ては原野山林等を開墾したものが非常に多く見受けらるゝ様ですから、此の点に就て調査洩れの無き様常に原簿の加除整理に一段と注意を煩はし度いのです。

一、本調査に荒地復舊とは地租法に謂ふ荒地を再び人力を加へて耕地に復舊したものを掲ぐべきものであります。

一、潰廢の荒地とは耕地が天災に因り耕地にあらざる土地となつた場合(山崩、川欠、石砂入等)を指すもので單に數年間休閑せる爲雑草が生えて原野の様になつて居る場合には本調査で云ふ荒地ではありませんから、其の場合には地類變換として取扱ふのであります。

一、其の他の欄へは田畑相互間の移動の外實測の結果に依る増減反別を記入し、其の内譯を備考に説明せられたいのです。

一、前年末現在面積に年内の擴張潰廢及其の他による増減反別を加除する時は年末現在反別と一致すべきものですから必ず此の方法にて内容の正否を確かむる事に努めて頂きます。尙擴張、潰廢其の他の移動を加除せる結果を例示すれば次の通り

計	前年末	其の他の異動		年末
	現在	計擴張	計廢潰	現在
田	一五・〇反	五反	一反	一五・七反
畑	二五・〇	二	一	二四・八
計	四〇・〇	七	三	四〇・五

備考 其の他の内譯、畑を田とせるもの二反歩田の實測増一反歩

食料農産物

(市町村報告期翌年一月十五日限)

本表は食料として米麥に次で重要な農産物で、即ち大豆、小豆、アワ、ヒエ、トウモロコシ、ソバ、サツマイモ、サツマイモ切干、ジャガイモ等を調査するもので、作付反別は調査員が農産物調査方法に依り耕地一筆毎に作付反別調査票を用ひて實地踏査をした結果に基き春、夏、秋の各季別集計表に纏めて提出したるものに依り調整するので

あります。數量の單位は大豆乃至ソバは石を以て、サツマイモ、サツマイモ切干、ジャガイモは貫を以て表示するものであります。又大豆、トウモロコシ等の如く未成熟の儘採取して食用に供するもの、數量も凡て成熟したる時の數量に換算して計上するのであります。尙サツマイモ中にはサツマイモ切干となる原料を控除する事なく總數量を計上し、サツマイモ切干には其の地に於て生産せられたるサツマイモより切干となしたるものと、他より原料を購入したるを問はず、凡ての生産數量を調査計上すべきものであります。

本表中作付反別には無收穫反別をも算入するもので、一反歩收穫高も無收穫反別を控除せず、其の儘收穫高を除し算出し、又單價は生産季節に於ける其の地方卸賣平均價格に依るべきものですから製表當時の價格に依らざる様注意を願ひます。

工藝農産物其ノ三

(市町村報告期一月十五日限)

農産物調査方法に依り調査し、翌年一月十五日迄に縣へ到達する様報告するのであります。調査製表に對する注意を二、三参考迄に記して見ます。

作付反別

年内に於て同一の地に同一の作物を數回栽培したる時は其の反別を合算すること。コリヤナギ、ハゼは其の收穫期に於ける現在反別を調査揚上すること。コンニャク芋の越年一時畑より掘起し適當の方法で越年させるものは苗木の床換の如きものに付調査を要せず。自然生のもとの雖も收穫の目的を以て栽培行爲をなしたるものは調査すること。

收穫高

コンニャク芋は生のもの、ミツタ、コリヤナギ、ハクカ、ヤクヤウニンジンは乾燥したるものを貫を以て掲記すること。

一段歩收穫高

無收穫反別を控除せざる反別を以て收穫高を除したる商を掲上すること。

價額

當該一年内に於ける其の地方市

となります。

場卸賣平均價格に依り算出揚上すること、(つまり卸賣平均價格を單價とし之を收穫高に乗じて價額を算出する)

以上述べました点を特に注意して調査製表の上報告して下さい。

人口動態調査票用紙殘枚數報告

(市町村報告期一月二十日限)

人口動態調査令施行細則第五條に依り使用殘枚數調は昭和十三年中に使用したるもの、殘枚數を報告するのであつて、昭和十四年所要として囊に送付した用紙は除くのですが、從來の例を見ますと前年分と本年分を合算して報告する向もありますから特に御注意願ひます。

園藝農産物果實の四

(市町村報告期十二月二十五日限)

八月から十一月にかけ、我々の味覺にのほる梨、リンゴ、柿、ブドウ等はどれ位の收穫があるか、矢張り統計調

査員の調査に俟たねばならぬのであります。

梨、ブドウ等は秋季調査として、カキ、リンゴ等は冬季調査として、果樹園をなして居るものは果實調査原簿を基礎とする果實調査票により、果樹園以外のものは一人毎に依る果實調査票により調査し之を夫々秋季なり、冬季なりの集計表に纏めて行き之を基として計上するのであります。

樹數は收穫の目的を以て栽培したるもののみを調査すべき規定なるも、自然性のもとの雖も收穫の目的を以て手入其他の栽培行爲を施し收穫を目的とするに至つたものは調査するのであります。兩者とも結實の樹令に達したるものを其の年收穫の有無を問はず調査するのであります。

干柿は其の原料の生柿とは別個の觀察によつて調査するものでありまして其地産出の原料と他の地に於ける産出の原料との別なく其の地に於ける製品

を調査するのであります。

△災害表に就て

(市町村報告期一月末日)

本表は一年間に於ける市町村の水害の状況を各河川流域毎に調査の上製表するのであります。本年度は御承知の通り去る六月及び九月の二回に亘り大水害がありましたので殆んど縣下全市町村に該當ある等ですし既に被害發生當時農林、内務兩報告に於て臨時的に其の概要を報告して居るのですから齟齬を來さない様慎重を期して下さい。向水害の外海嘯、暴風雨、霖雨、雪、震災、噴火、地沈り、土地陥没、山崩潰の九種目に該當があれば各別表に調査報告するのであります。

調査製表に當りまして左記の点特に御注意下さい。

- (一) 單川にあらざる河川の水害表には幹川支派川、池沼湖等其の流域内に屬する一切の損失高を合算すること。
- (二) 支派川等流域の一部に大水害ありたる

時は特に別表にすること。又利根川流域に就ては左の區域に依つて特に各別表にすること。

- ▽幹川利根川流域 (支川渡良瀬川流域、鬼怒川流域、小貝川流域及下利根川流域を除く) △支川渡良瀬川流域 △支川鬼怒川流域 △支川小貝川流域 △幹川下利根川流域 (以上記載の各川及各川の支派川流域にあらざるものは全部此部に包含す)
- (三) 甲河川流域に出水ありて乙河川流域内に波及したる場合には、其の乙河川流域の分をも合算し、又二河川同時に出水したる場合は各流域毎に分割して別表に製表すること。
- (四) 種別欄記載の各項目に就ては左記に依ること。

- 1、河川乃至軌道の土木工事に關する損失額は總て再建見積價額を記入すること。
- 2、表中池沼湖の欄には用水を目的とする池を加へること。
- 3、橋梁の欄には二米以上のもの、又土厚一米未満の土橋のみ記入のこと。

▽換算の參考迄に一ヘクタールは一町〇二五、一キログラムは〇貫二六六七、玄米一石は(四〇貫)一五〇キログラム。

△家畜(牛馬豚綿羊山羊)

(市町村報告期一月末日限)

飼養戸數及頭數は十二月末日現在を以て調査し、生産及斃死に在りては其の年中の事實を調査するのであります。特に生産に在りては調査洩れのない様充分注意する必要があります。本調査は時局柄何れも重要なものであります。殊に事變下に於ける馬匹の移動頗る多く之等補充計畫並に將來の馬政計畫上にも影響あるばかりでなく國防上重要な調査でありますから嚴密な調査と慎重を期せられたいのであります。馬に在りては馬籍法にのみ據りて調査すべきでなく調査の完璧を期するには實地調査と對照し正確なる調査を希望致します。

各表共頭數の調査に於ては官有のもの

4、建物の毀損には半損に近き程度被害を掲し輕微の損害は調査を要しない。

5、住家として調べるものは大要左の通りであります。

- (イ) 人の居住に充つる目的 (現住非住を問はず) とする建物。
- (ロ) 人の收容を目的とする建物及之に準ずべきもの。
- (一) 官公署廳舎 (二) 學校圖書館 (三) 神社佛閣 (堂守其の他監守者あるもの) (四) 教會、説教所の類 (五) 公會堂其の他公共の用に供せらるる建物 (六) 銀行、會社、法人等の事務所又は營業所 (七) 工場 (八) 娛樂場建物 (九) 停車場建物 (一〇) 病院
- (一一) 寄宿舎
- (一二) 非住家として調べるものは大要左の通りであります。
- (一) 倉庫、土藏、車庫 (二) 納屋、物置
- (三) 神社、佛閣 (堂守其の他監守者なきもの)
- (四) 住家、非住家共流失又は家屋の形狀を失し、若しくは家屋として使用に堪へざる程度に至れるものを掲ぐる。

のは之を除く事になつておりますが、右は國有の意味でありますから縣、市町村、組合有等のものは何れも調査するのであります。又調査に當り特に注意すべきは牛、馬、豚、綿羊、山羊の價格調査であります。即ち年末現在の中で牛、綿羊、山羊は滿一年未滿、豚は滿十ヶ月未滿の頭數に就いてのみ調査をする事になつてゐますが之を全頭數の價格を掲上する向も少くない様です。それから年内に生れ且死亡したものは生産の欄と斃死の欄と双方に掲上すべき事になつてゐるのであります。年末現在の頭數に影響が無い爲之を脱落するものが相當あります。これでは其の年内に於ける實際の移動がはつきりとしませんから此の点にも注意して頂きます。尙馬の調査の中で最も困難なのは和種、洋種の區別でありますので本件に就いては本誌にも掲載した事がありました。茲に再録して参考に供します。この區別は血統書を持つて

居るものは明かでありませんが、これがない爲に和種として報告されるのが多いやうです。和種とは次の如きもので本縣内には殆んど居りませんから特に注意して頂きます。

- 1、頭頸大、軀幹微長、四肢稍々大にして短く尻狭く傾斜して後方に尖り筋肉の發育概して良好ならず。
- 2、長毛(タデガミ、シリゲ、アケケ)は多くして皮膚厚く全体の被毛粗雑にして長し。
- 3、体高は小にして殆んど四尺七寸以下なり。

豚の生産状況調

(市町村報告期一月末日限)

本調査に關しては本誌(七月號)本道場欄に調査の目的、調査期、報告期等詳細掲載致しましたのですから前々號御参照の上報告期を遵守せらるゝ様充分注意せられたいのであります。

家兔飼養状況

(市町村報告期十一月末日限)

家兔の改良増殖を圖るは時局柄極めて肝要の事であります關係上本年以降當分調査を致す事になりました。本調査に關しましては昭和十三年四月二十七日統收第三七號で通牒致しましたから夫々御手配の事とは存じますが熟讀の上誤謬のないやう、報告期限を失する事のない様充分御注意を願ひます。

一反歩收穫高並單價

秋季收穫の主なる作物の昭和十二年に於ける縣平均の反當收量及單價を示せば次の通りであります。

作物	反當收量	單價
水稻	二、一〇二	三〇、四九
陸稻	一、五九三	二七、一八
蕎麥	一、四六四	一五、〇五
粟	一、四九一	一七、四六
黍	一、四九一	一七、四六
大豆	一、四九一	一七、四六
黑豆	一、四九一	一七、四六
小麦	一、四九一	一七、四六
大麦	一、四九一	一七、四六
燕麦	一、四九一	一七、四六
其他	一、四九一	一七、四六

統計課長會議

川崎課長が出席

去る十月十八日より全月二十二日迄農林省、商工省、内閣統計局に於て道府縣統計課長會議開催に付本縣より川崎統計課長が出席した各關係省の議題次の如し

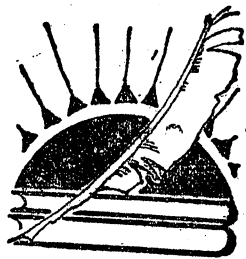
- ▼農林省
 - 1 農林統計調査の指導徹底に關する件
 - 2 統計思想の向上方の件
 - 3 事變下に於ける家畜調査の件
 - 4 農作物等の災害概況速報方の件
 - 5 蠶絲類並繭調査の件
- ▼商工省
 - 1 工場調査の件
 - 2 會社統計に關する件
 - 3 其他他數件
- ▼内閣統計局
 - 1 國民貯蓄調査に關する件
 - 2 其他他數件

最近の統計

第一回豫想收穫調査では

陸稻は増産・水稻は減收

總計で前年收穫高と比較して二割二分三厘の減收を豫想さる



稀有の被害に悩まされ、暴風雨に祟られた縣下の米生産高は果してどういふ結果だらうかと一般から非常に注目されてゐるところであるが、縣總務部統計課が去る九月二十日現在により調査した米第一回豫想收穫高の發表によると、本年の米作付反別は十三萬一千六百九町六反で前年作付反別に比すれば二千二町九反(一分五厘)を減少し、豫想收穫高は百七十三萬六百五十石で前年收穫高に比し四十九萬五千五百三十三石(二割二分三厘)を減じ、前五ヶ年平均收穫高に比し三十三萬五千四百四十九石(一割六分二厘)を減じた。蓋し本年の稻作景況は苗代期に於ては氣候概して適順で苗齡が進んだが

移植後低温寡照だつた爲分蘖の進展不良だつたに加へ、六月下旬乃至七月上旬に於ける連續的豪雨に依り、稀有の被害を蒙り、其の後七月中旬になつて天候は稍回復したが、偶々九月一日の颱風の影響に依り中生、晩生種の登熟及結實を阻害せられたのと再度の被害を蒙つたものがあり、更に被害を増大した。且稻熱病、螟蟲等も發生し、水害地帯は殊に其の被害甚しく、又二十日後の氣候は氣温の變化多く適順を欠いた爲、水稻の登熟順調でなく、當時の作柄は良好ではないが、陸稻は氣候概して適順に經過し、登熟極めて良好だつたので前記の如き收穫を豫想せらるゝに至つたものである。之を郡